

## 機能要求一覧

仕様書別紙

項番	大分類	中分類	小分類	要求する機能
1	連携サーバ	構築先		びったりサービス申請データダウンロード機能から、申請管理システムへ申請データを連携するため、プライベートクラウド上に構築するDMZに連携サーバを構築し、ダウンロード機能への接続に必要な機能の構築を行うこと。
2		データ連携		①びったりサービスからの申請データの受信 データ連携の方式は、ファイル連携方式とする。びったりサービスのダウンロード機能から申請データを取得し、申請管理システムが参照可能なファイル公開領域に格納すること。②びったりサービスへの申請処理状況データの送信 データ連携の方式は、ファイル連携方式、またはプロキシ方式のいずれかの方式とする。申請管理システムから連携された申請処理状況データを、びったりサービスのダウンロード機能へ送信すること。
3		接続制限		ダウンロード機能以外は外部との通信ができないように接続制限を行うこと。
4		セキュリティ対策		連携サーバは、本市のマイナンバー利用事務システムと同等のセキュリティ対策を実施すること。また、連携する申請データには、個人情報(特定個人情報を含む)が含まれていることから、申請データが連携サーバに長期間(びったりサービスにデータが残っている期間(通常5開庁日)以上)滞留しないようにすること。
5	申請管理システム	構築先		北九州市独自の「クラウド共通基盤(AWS上の仮想プライベートクラウド環境)」上に、標準仕様書に準拠した申請管理システムを構築し、構築すること。
6		番号紐付け情報の最新化	番号紐付け情報の管理	申請管理システムは、シリアル番号と本市の宛名番号の紐付け情報(以下、「番号紐付け情報」という)を全件保持すること。
7			番号紐付け情報の連携	他の基幹業務システムから提供されるデータ(住民記録システムから取得する番号紐付け情報)は、データ連携基盤に構築する出力用のS3から取得すること。データ連携基盤とのデータ入出力の設定については、「北九州市基幹業務システム統一標準化に係る全体移行計画書」別紙4を参照し、準拠すること。 番号紐付け情報の連携方式は、ファイル連携とする。これにより、申請管理システム内に番号紐付け情報を保持することとなるため、システム構築時に番号紐付け情報を住民記録システムから一括で取り込み、以後、差分データを日次で取り込み、番号紐付け情報を更新すること。
8			申請データの取り込み	申請管理システムは、DMZ上に構築する連携サーバを経由して、びったりサービスからの申請データを取得要求すること。なお、びったりサービス申請データダウンロード機能のインターフェース仕様は「マイナンバー申請管理外部接続インターフェース仕様書」に従い構築すること。
9			ファイル形式	「びったりサービス外部接続インターフェース仕様書」で定めるファイル形式に対応すること。
10		申請データのデータベース格納	データベースへの格納	申請管理システムは申請ZIPを展開し、データや添付ファイルを申請データのデータベース等に格納すること。また、申請データ(申請ZIP)は申請時点のままの状態でも管理すること。 申請ZIP内のフォルダ構造やデータ形式等の仕様は「びったりサービス外部接続インターフェース仕様書」を参照すること。
11			申請様式への対応	びったりサービスの申請書の様式はびったりサービスが提供する標準様式と、自治体が独自で作成する様式があるため、手続ごとに、本市が定める様式(標準/独自)に対応すること。 令和7年4月時点において本市において申請管理システムの利用が予定される手続は、「申請管理システム活用予定手続一覧」別紙6のとおり。
12			申請手続の追加への対応	本システムの本番稼働後、びったりサービスが提供する申請データの形式と同等の申請手続を追加する場合には、システム改修なく軽微なパラメータを追加することで対応すること。本市独自の申請手続を追加する場合は別途協議のうえでの対応を決定すること。
13			参照	申請ZIPに格納されているデータは、オンライン画面で表示することができるよう、データベースに格納すること。
14			ダウンロード	申請ZIPに格納されているデータは、オンライン画面から対象ファイルを任意に選択し、まとめてダウンロードできるよう、データベースに格納すること。
15			申請者特定	申請データの申請ZIPに格納されている「電子署名検証結果データ」にあるシリアル番号を利用し、申請管理システム内の番号紐付け情報により特定すること。
16		シリアル番号による申請者特定	申請データデータベースへの宛名番号の格納	シリアル番号を宛名番号に変換、申請データのデータベース等に格納する機能を実装すること。
17			住登外者等の対応	申請者が住登外者等の理由でシリアル番号から宛名番号の変換ができない場合、申請ZIP内の電子署名検証結果データにある基本4情報(氏名、生年月日、住所、性別)を参照できるようにし、職員が宛名番号等を手動で入力できるようにすること。
18				シリアル番号から宛名番号の変換ができない場合、宛名番号の入力指示をオンライン画面でメッセージ表示する等、職員が宛名番号の入力を漏らしてしまうことを防ぐ対策を講じること。
19		申請内容照会とステータス管理	申請内容照会	申請管理システムは、基幹システムとの連携を想定し、申請内容の確認及び審査を行うために必要な画面照会機能を実装すること。
20	申請データの表示		申請ZIPに格納されているデータは、審査・照会を行うオンライン画面で表示すること。	
21	申請データの印刷		申請ZIPに格納されているデータは、審査・照会を行うオンライン画面からプリンタで印刷できること。	
22	申請データのダウンロード		申請ZIPに格納されているデータは、審査・照会を行うオンライン画面から対象ファイルを任意に選択し、まとめてダウンロードする機能を実装すること。	
23	ステータス管理		申請情報ごとに審査状況のステータスを設定する区分(未審査、審査中、審査完了、却下など)を設け、審査状況に応じてステータスを変更すること。また、複数の申請を選択してステータスの一括更新ができること。	
24	検索及び抽出条件		びったりサービスから連携された申請情報に対して、該当区、申請日、申請ステータスや申請者情報(宛名番号、住所、氏名、生年月日等)等の条件に応じた検索や抽出を行える機能を実装すること。	
25	申請データ一覧		申請管理システムのユーザー画面上において、申請データの一覧が表示できること。また、一覧画面においては、基本的な情報(申請者氏名、申請日時)に加え、以下の情報を表示することができる。 ・該当区 ・ステータス、内部審査状況	
26	申請データの単件表示		申請管理システムのユーザー画面上において、申請データを1件ごとに表示できること(単件表示)。表示する申請データは、申請内容やステータスに加え、申請書イメージや添付ファイルイメージも1画面で比較しながら表示できること。また、表示した画面上で申請内容の確認や審査(1件ごとの決裁)がおこなえるほか、データの補記、不備の修正がスムーズに行えること。	
27	連絡事項等の追記		別の担当者への連絡事項や、修正理由などのメモ情報の登録・更新機能を実装すること。	
28	エラーメッセージ		処理が継続できない等の状態になった場合、エラーメッセージ等を表示するなど正確な編集作業ができる機能を実装すること。	
29	審査補助機能		確実な審査を実施するため、複数の担当者が申請内容の確認や審査を手続単位で、クロスチェックできること。 (例:担当者A確認⇒担当者B確認⇒担当者C確認・審査(承認))	
30	申請処理状況データ連携	申請ステータスを変更した際に、変更した申請ステータスおよび自治体メソッドを、申請処理状況データとして連携サーバに連携できること。		
31	基幹業務システムとの申請データ連携	データ連携機能(1)	他の基幹業務システムとのデータ連携は、本市独自のデータ連携基盤を介して行う予定である。このため、他の基幹業務システムに連携する申請データについては、データ連携基盤に構築する取込用のS3に格納すること(申請管理システム内に基幹業務システムとの連携用の「ファイル公開領域」は設定しない。)。データ連携基盤とのデータ入出力の設定については、「北九州市基幹業務システム統一標準化に係る全体移行計画書」別紙4を参照し、準拠すること。	
32		データ連携機能(2)	連携先システム側から申請データの再提供依頼があった場合を想定し、出力用のS3へ申請データを再出力できること。機能として実装していない場合は、SE作業等で対応すること。	
33		データ連携機能(3)	手続名や期間等で抽出した複数の申請データを、CSV等で一括でダウンロードできる機能を実装するなど、基幹業務システムへの手入力やRPAでのデータ入力に対応すること。 申請データをCSVに出力する場合は、申請管理システムで補記した情報や、紐づけた宛名番号も含まれていること。	
34		データ連携機能(4)	定期的な出力用のS3一括出力できる機能を実装すること。	
35		連携条件	申請手続ごとに連携する申請データのステータス条件(ステータスが「審査完了」のみ連携する、ステータスに関係なく全て連携する等)が設定できること。 ① 申請管理システムで申請内容の確認を行う手続で、ステータスが「完了」等に変更された申請データ ② 申請管理システムでは申請内容確認を行わない手続の全ての申請データ	
36	接続仕様書の作成	通信プロトコル、フォルダ・ファイル名やデータレイアウトのデータ受渡方式を取り決めて接続仕様書を作成すること。なお、所定フォルダおよび申請データ(CSV)、宛名番号等ファイルに出力するデータ内容はI/F仕様書を作成すること。対応方針や運用は別途協議のうえでの決定すること。		
37	窓口支援システムへの対応		今回の調達範囲外ではあるが、令和10年1月に本稼働が予定されている「窓口支援システム」(マイナンバー利用事務系に構築予定)との連携に関して、以下の事項について、将来対応が可能なこと。 ①申請手続の追加への対応 窓口支援システムで作成した申請データ(申請ZIP形式)等について、本市データ連携基盤を介したデータを取り込みの拡充性を有すること。 ②申請データ一覧 窓口支援システムの運用開始にあたって、一覧画面において、表示する情報として機能拡張が想定される情報は以下のとおり。 ・手続進捗状況(ライブイベントに伴う申請者ごとの一連の関連手続の進捗管理するための受付番号及びその進捗状況等) ・区役所窓口における受付場所 など ③申請データの単件表示 窓口支援システムの運用開始にあたって、単件表示画面においても申請データ一覧と同様の情報を表示する等の機能拡充に向けた拡充性を有すること。	

38	その他の機能	統計機能	オンライン申請の利用率等の統計業務を想定し、手続単位で抽出条件を指定し、申請データの件数等を集計できること。統計機能を実装していない場合は、集計の元となる申請データの一覧をCSV等で出力可能な機能を有するか、SE作業等でデータの抽出依頼に応じること。
39		業務コードの登録	申請情報の検索や基幹システム連携を容易にするために、自治体で任意の業務コードを登録し、びつたりサービスの手続コードとの紐付け登録を行える機能を実装すること。
40		権限設定 管理権限とユーザー権限	申請管理システムを操作する担当者を登録し、担当者ごとに利用できる機能や、参照可能な手続等を設定できること。
41		権限設定 グループ・担当者別のアクセス権限	ユーザーの所属グループ、ユーザー及びグループのアクセス権限が管理可能であり、登録された担当者・グループに紐づく権限により、機能の制御を可能とする機能を実装すること。
42		保存年限の設定	すべての申請データについて、別に設定するシステムリソースへ申請ごとの保存年限分の保存、参照、保存年限ごとに削除が可能であること。機能として実装していない場合は、SE作業等で対応すること。
43		権限・履歴管理等機能	びつたりサービスから連携される申請情報にはマイナンバーや機微情報が含まれることから、権限設定や操作履歴等の管理機能を有すること。操作履歴から操作した個人を特定でき、データベースへの格納やファイル出力ができる機能を実装すること。
44		ユーザと権限の更新	本システムを利用するにあたり、ユーザと権限の定義をオンライン画面またはExcelやCSVファイルの取り込みにより本市職員又は運用保守事業者が一括で管理および更新できる機能を実装すること。
45		申請書定義情報のマスタ管理	本システムを利用するにあたり、申請書の定義(項目名、型、文字数、検索の可否、必須区分等)をマスタ管理し、本市職員又は運用保守事業者が管理および更新できること。
46	その他	セキュリティパッチ	OS等のセキュリティパッチは、重大な脆弱性や不具合が見込まれる場合等に実施することとし、適用前に十分な検証を行い、不具合が無いことを確認したのち速やかに適用すること。
47		シングルサインオン	本市基幹系端末からのシングルサインオン(SSO)が可能であること。基幹系端末の設定にあたっては、「クラウド統合基盤仕様書 業務編V1.0」【別紙2】を理解し、準拠すること。
48	申請管理システム利用環境の構築	端末要件	本市の現行の基幹系端末(仕様は「北九州市庁内ネットワーククライアント関連仕様書」【別紙5】参照)において円滑に動作すること。
49		ブラウザ	Microsoft Edgeからの利用が可能であること。また、システムの画面上での操作や運用が容易であり、UI/UXに優れていること。
50		端末増設時のライセンス	端末増設時に追加のライセンス費用が発生しないこと。